

自然公園施設の設置及び管理に関する条例（昭和五十一年広島県条例第二号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(利用料金の減免)</p> <p>第十四条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき（野呂山公園施設については、第五号を除く。）は、施設等の利用料金を減免することができる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 教育又は訓練を目的として、幼保連携型認定こども園園児又は幼稚園園児、小学校児童、中学校生徒、<u>高等学校生徒若しくはこれらに準ずる者が利用するとき。</u></p> <p>六（略）</p> | <p>(利用料金の減免)</p> <p>第十四条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき（野呂山公園施設については、第五号を除く。）は、施設等の利用料金を減免することができる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 教育又は訓練を目的として、幼保連携型認定こども園園児、<u>幼稚園園児、小学校児童、中学校生徒又は高等学校生徒</u> _____ が利用するとき。</p> <p>六（略）</p> |